

令和 8 年度（令和 9 年度整備分）協議受付方針【防災関係整備分】

1 対象法人

すべての法人

2 優先的な対象事業

(1) 耐震化補強整備

新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された建物のうち、建築基準法に基づく耐震基準を満たしておらず耐震補強等の整備が未実施の建物について、耐震化補強整備を行うもの

※対象事業所：障害者支援施設、グループホーム、短期入所、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B 型）、自立訓練、福祉ホーム、地域活動支援事業所（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）

※居住系サービス（障害者支援施設（入所）、グループホーム、短期入所、福祉ホーム）を優先とする。

(2) ブロック塀等の補強・改修整備

安全点検の結果、問題のあるブロック塀等の補強・改修整備を行うもの（ただし、障害者支援施設は総事業費 1,000 千円以上、その他は総事業費 300 千円以上のもの）

※対象事業所：障害者支援施設、グループホーム、短期入所、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B 型）、自立訓練、福祉ホーム、地域活動支援事業所（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）

(3) 水害対策整備

洪水浸水想定区域等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、水害対策のための大規模修繕等事業を行うもの

(例)・垂直避難を行うためのエレベーター設置工事

- ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープ設置工事
- ・利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事
- ・非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、施設の屋上等に移設するための工事
- ・施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
- ・事業所等内の備蓄物資の倉庫や給水装置等の設置

※対象事業所：障害者支援施設、療養介護、グループホーム、短期入所、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、自立訓練、福祉ホーム、地域活動支援事業所（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）

※優先度については、浸水時の想定深度や建物の構造等を総合的に鑑みて判断する。

3 補助予定額

対象事業にかかる工事費の 3/4 の額

4 協議手続き等

協議書の提出期限：令和8年11月18日（水）

※協議を予定する法人は、事前相談を行っていただく必要があります。必ず事前に当課へ連絡し、相談日時の予約をしてください。

※借家・借地の場合、当該建物・土地所有者に対する補助は不可です。貸主からの承諾に基づき法人が工事契約を締結し整備を行う場合に、補助対象となります。

5 その他

名古屋市から補助を行うにあたっては、国の内示（令和9年7月ごろ）が前提となります。